

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 小 峰 儀 則

小山市監査委員 池 村 好 道

小山市監査委員 安 藤 良 子

記

1. 監査対象

施 設 名： 小山市営小山駅西駐車場
小山中央公共駐輪場
指定管理者： 小山都市開発株式会社
所 管 課： 市民生活部市民生活安心課

2. 監査期日

令和4年12月20日

3. 監査の主眼点

財務に関する事務の効果と適法性について、あらかじめ提出を求めた資料及び関係帳簿、証ひょう類の書類等を審査するとともに、関係職員から説明を聴取した。また、監査委員による実地監査として、事務の執行状況、経理事務の自己点検及び小山市営小山駅西駐車場と小山中央公共駐輪場の管理状況などについて状況確認を行った。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

5. 意見・要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

【市民生活安心課】

- ・ 駐車場・駐輪場管理に係る指定管理委託について、協定書と支払い実績に差異が確認された。所管課からの報告において、これらの対応方針を決定して既に実行した旨を受けたところであるが、事務処理の過程においてこれらを確認し適正な内容に訂正する体制を執るよう意見する。